

平成 26 年度

# 橋本市予算

和歌山県橋本市

# 目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 簡易水道事業特別会計予算	11
4. 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	14
5. 公共下水道事業特別会計予算	17
6. 駐車場事業特別会計予算	22
7. 墓園事業特別会計予算	25
8. 農業集落排水事業特別会計予算	28
9. 土地区画整理事業特別会計予算	31
10. 介護保険特別会計予算	36
11. 指定訪問看護事業特別会計予算	39
12. 後期高齢者医療特別会計予算	42
13. 水道事業会計予算	45
14. 病院事業会計予算	47

## 平成 26 年度 橋本市一般会計予算

平成 26 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,219,928 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		6,768,000
	1 市民税	3,045,662
	2 固定資産税	2,766,150
	3 軽自動車税	145,766
	4 市たばこ税	420,016
	5 入湯税	1,233
	6 都市計画税	389,173
2 地方譲与税		221,000
	1 地方揮発油譲与税	68,000
	2 自動車重量譲与税	153,000
3 利子割交付金		40,000
	1 利子割交付金	40,000
4 配当割交付金		63,000
	1 配当割交付金	63,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6 地方消費税交付金		600,000
	1 地方消費税交付金	600,000
7 ゴルフ場利用税交付金		29,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	29,000
8 自動車取得税交付金		31,000
	1 自動車取得税交付金	31,000
9 地方特例交付金		30,000
	1 地方特例交付金	30,000
10 地方交付税		7,750,000
	1 地方交付税	7,750,000
11 交通安全対策特別交付金		8,800
	1 交通安全対策特別交付金	8,800
12 分担金及び負担金		305,810
	1 分担金	5,329
	2 負担金	300,481

(単位：千円)

款	項	金額
13 使用料及び手数料		344,390
	1 使用料	234,645
	2 手数料	109,745
14 国庫支出金		2,412,754
	1 国庫負担金	2,130,166
	2 国庫補助金	258,273
	3 委託金	24,315
15 県支出金		1,787,161
	1 県負担金	823,178
	2 県補助金	738,029
	3 委託金	225,954
16 財産収入		35,872
	1 財産運用収入	19,893
	2 財産売払収入	15,979
17 寄附金		6,503
	1 寄附金	6,503
18 繰入金		1,252,693
	1 特別会計繰入金	1,652
	2 基金繰入金	1,245,893
	3 財産区繰入金	5,148
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		644,444
	1 延滞金、加算金及び過料	13,300
	2 市預金利子	500
	3 貸付金元利収入	6,646
	4 受託事業収入	37,658
	5 雑入	586,340
21 市債		3,883,500
	1 市債	3,883,500
歳入	合計	26,219,928

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		282,946
	1 議会費	282,946
2 総務費		2,669,354
	1 総務管理費	2,064,357
	2 人権対策費	11,570
	3 徴税費	312,426
	4 戸籍住民基本台帳費	126,944
	5 選挙費	95,356
	6 統計調査費	17,316
	7 監査委員費	22,761
	8 市民会館費	18,624
3 民生費		9,935,842
	1 社会福祉費	4,440,835
	2 児童福祉費	4,644,351
	3 生活保護費	850,654
	4 災害救助費	2
4 衛生費		3,068,217
	1 保健衛生費	647,455
	2 清掃費	1,347,646
	3 上水道整備費	227,159
	4 病院費	845,957
5 労働費		5,525
	1 労働諸費	5,525
6 農林水産業費		756,572
	1 農業費	731,638
	2 林業費	24,934
7 商工費		329,326
	1 商工費	329,326
8 土木費		2,423,589
	1 土木管理費	7,146
	2 道路橋梁費	390,484



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 作 成 委 託	平成27年度	1,184千円
市 勢 要 覧 作 成 委 託	平成26年度～平成27年度	5,184千円
庁舎設備改修工事設計監理委託	平成27年度	2,799千円
市 民 活 動 支 援 事 業	平成27年度	2,000千円
番 号 制 度 対 応 支 援 委 託	平成26年度～平成27年度	9,720千円
ポスター掲示場設置・撤去委託	平成27年度	7,991千円
都市計画道路見直検討業務委託	平成27年度	7,381千円
あやの台小学校太陽光発電設備 設置工事設計監理委託	平成27年度	1,066千円
西部地区公民館解体及び(仮称)山田地区公民館 駐車場整備工事設計監理委託	平成27年度	1,105千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 1,300,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
退職手当債	604,200			
公共事業等債	144,500			
公営住宅建設事業	16,000			
施設整備事業	379,100			
上水道整備事業	201,200			
地域活性化事業	67,500			
緊急防災・減災事業	50,900			
臨時財政対策債	1,120,000			
計	3,883,500			

## 平成 26 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

平成 26 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,452,525 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,569,562
	1 国民健康保険税	1,569,562
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		1,710,658
	1 国庫負担金	1,284,618
	2 国庫補助金	426,040
4 療養給付費等交付金		501,944
	1 療養給付費等交付金	501,944
5 前期高齢者交付金		1,906,525
	1 前期高齢者交付金	1,906,525
6 県支出金		380,758
	1 県負担金	43,051
	2 県補助金	337,707
7 共同事業交付金		769,939
	1 共同事業交付金	769,939
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		601,281
	1 一般会計繰入金	436,000
	2 基金繰入金	165,281
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		11,805
	1 延滞金加算金及び過料	6,262
	2 市預金利子	1
	3 雑入	5,542
歳入合計		7,452,525

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		89,089
	1 総務管理費	83,337
	2 徴税費	5,637
	3 運営協議会費	115
2 保険給付費		5,058,633
	1 療養諸費	4,509,345
	2 高額療養費	513,888
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	30,240
	5 葬祭諸費	3,960
	6 高額介護合算療養費	1,100
3 後期高齢者支援金等		950,437
	1 後期高齢者支援金等	950,437
4 前期高齢者納付金等		1,507
	1 前期高齢者納付金等	1,507
5 老人保健拠出金		39
	1 老人保健拠出金	39
6 介護納付金		455,147
	1 介護納付金	455,147
7 共同事業拠出金		800,795
	1 共同事業拠出金	800,795
8 保健事業費		81,072
	1 特定健康診査等事業費	69,159
	2 保健事業費	11,913
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		5,805
	1 償還金及び還付加算金	5,803
	2 繰出金	2
11 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	7,452,525

## 平成 26 年度 橋本市簡易水道事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 55,313 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		31,202
	1 国庫補助金	31,202
2 使用料及び手数料		3,060
	1 使用料	3,060
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		21,048
	1 一般会計繰入金	21,048
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		55,313



## 平成 26 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,626 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県支出金		549
	1 県補助金	549
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		2,236
	1 基金繰入金	1
	2 一般会計繰入金	2,235
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		28,839
	1 貸付金元利収入	28,818
	2 市預金利子	1
	3 雑入	20
歳入合計		31,626



## 平成 26 年度 橋本市公共下水道事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,096,235 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		21,900
	1 負担金	21,900
2 使用料及び手数料		539,315
	1 使用料	539,300
	2 手数料	15
3 国庫支出金		109,000
	1 国庫負担金	109,000
4 県支出金		2,705
	1 県補助金	2,705
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		1,009,074
	1 繰入金	1,009,073
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		10,539
	1 市預金利子	1
	2 雑入	10,538
9 市債		403,700
	1 市債	403,700
歳入合計		2,096,235



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事に係る利子補給	平成26年度～平成30年度	当該利子補給対象融資額 に対する3%相当額利息

### 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 403,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成 26 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,545 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,544
	1 使用料	2,544
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		2,545

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場費		2,545
	1 駐車場費	2,545
歳 出	合 計	2,545

## 平成 26 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,266 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		18,263
	1 使用料	18,261
	2 手数料	2
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		18,266



## 平成 26 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,938 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		4
	1 分担金	4
2 使用料及び手数料		24,142
	1 使用料	24,142
3 繰入金		85,790
	1 一般会計繰入金	85,790
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳入合計		109,938



## 平成 26 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 604,883 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		174,800
	1 負担金	174,800
2 国庫支出金		32,640
	1 国庫補助金	32,640
3 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
4 繰入金		358,241
	1 一般会計繰入金	358,241
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		39,200
	1 市債	39,200
歳入合計		604,883



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第 3 ゾ ー ン 建 物 移 転 補 償	平成27年度～平成28年度	86,000千円

### 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 39,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成 26 年度 橋本市介護保険特別会計予算

平成 26 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,838,460 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,160,170
	1 介護保険料	1,160,170
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1,343,699
	1 国庫負担金	1,006,871
	2 国庫補助金	336,828
4 支払基金交付金		1,621,449
	1 支払基金交付金	1,621,449
5 県支出金		818,141
	1 県負担金	803,156
	2 県補助金	14,985
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		894,990
	1 一般会計繰入金	894,989
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		8
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	5
歳入合計		5,838,460

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		173,020
	1 総務管理費	89,675
	2 徴収費	2,980
	3 介護認定審査会費	80,365
2 保険給付費		5,570,514
	1 介護サービス等諸費	4,938,498
	2 介護予防サービス等諸費	272,058
	3 その他諸費	7,097
	4 高額介護サービス等費	103,676
	5 高額医療合算介護サービス等費	22,481
	6 特定入所者介護サービス等費	226,704
3 地域支援事業費		83,899
	1 介護予防事業費	21,883
	2 包括的支援事業・任意事業費	62,016
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 諸支出金		1,026
	1 償還金及び還付加算金	1,025
	2 繰出金	1
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		5,838,460

## 平成 26 年度 橋本市指定訪問看護事業特別会計予算

平成 26 年度橋本市の指定訪問看護事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63,978 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 訪問看護収入		55,238
	1 医療保険サービス収入	33,564
	2 介護保険サービス収入	21,674
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		8,738
	1 市預金利子	1
	2 雑入	8,737
歳入合計		63,978



## 平成 26 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

平成 26 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,374,269 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		507,139
	1 後期高齢者医療保険料	507,139
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		866,103
	1 一般会計繰入金	866,103
4 諸収入		1,024
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	551
	3 雑入	471
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,374,269

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		28,716
	1 総務管理費	28,009
	2 徴収費	707
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,343,531
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,343,531
3 諸支出金		552
	1 諸支出金	551
	2 繰出金	1
4 保健事業費		470
	1 保健事業費	470
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,374,269

## 平成26年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,297 戸
(2) 総 給 水 量	8,473,652 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	23,215 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	243,000 千円
(ロ) 上水道拡張工事	803,444 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,856,912 千円
第1項 営業収益	1,402,627 千円
第2項 営業外収益	420,178 千円
第3項 特別利益	34,107 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,541,883 千円
第1項 営業費用	1,424,248 千円
第2項 営業外費用	73,774 千円
第3項 特別損失	38,861 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 889,585千円は過年度分損益勘定留保資金889,585千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	452,618 千円
第1項 国庫支出金	10,928 千円
第2項 負担金	31,203 千円
第3項 繰入金	6,720 千円
第4項 出資金	203,930 千円
第5項 補償金	199,833 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,342,203 千円
第1項 建設改良費	291,161 千円
第2項 拡張費	879,345 千円
第3項 企業債償還金	170,697 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 219,896 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、37,233千円と定める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下善之

# 平成26年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	82,855 人
外 来	152,500 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	227 人
外 来	625 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	6,449,839 千円
第1項 医業収益	5,665,024 千円
第2項 医業外収益	781,542 千円
第3項 特別利益	3,273 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	6,749,264 千円
第1項 医業費用	6,331,597 千円
第2項 医業外費用	243,290 千円
第3項 特別損失	173,377 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額629,859千円は過年度分損益勘定留保資金629,859千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	62,950 千円
第1項出 資 金	2,500 千円
第2項企 業 債	60,000 千円
第3項投 資	450 千円

支 出	
第1款 資本的支出	692,809 千円
第1項建設改良費	83,472 千円
第2項投 資	1,500 千円
第3項企業債償還金	607,837 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生 化 学 検 査 装置一式リース料	平成26年度 ～平成33年度	89,827千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	60,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,293,519 千円
- (2) 交際費 800 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は150,219千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、614,240千円と定める。

平成26年2月10日 提出

橋本市長 木下 善之